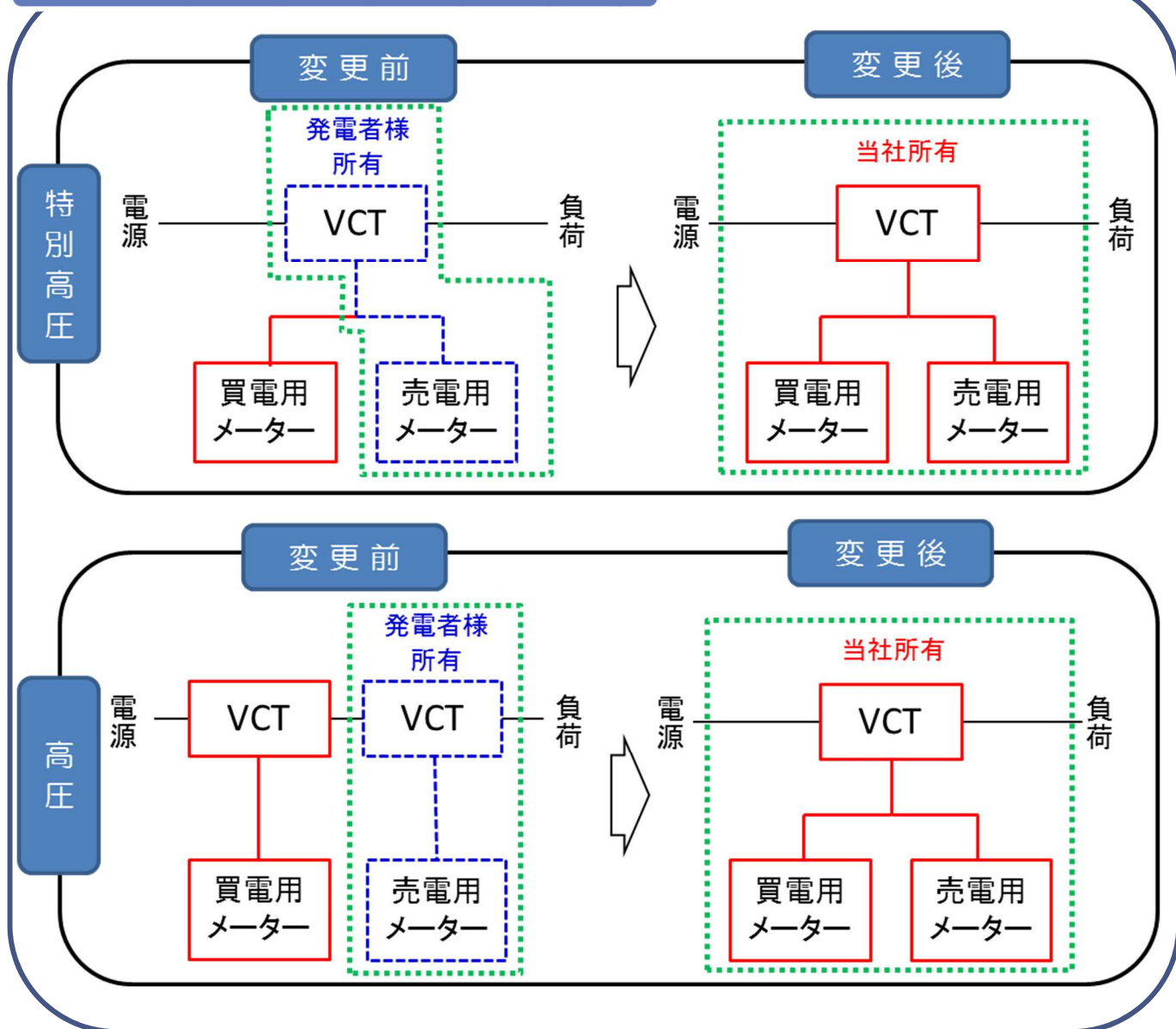


高圧・特別高圧の系統連系に関する 売電用メーターの取扱い変更について

当社では、平成28年4月以降の接続検討のお申込みを対象として、高圧・特別高圧で系統連系し電力受給を行なう場合の電力受給に使用する売電用メーターおよび付随する計器用変成器（以下、「VCT」と言います。）等（以下、「売電用メーター等」と言います。）につきまして、当社で取付・取替を行なうよう取扱いを見直しいたします。

なお、売電用メーター等（遠隔自動検針用の通信端末等を含む。）の取付・取替に要する費用につきましては、工事実施に先立ち、発電者様へご請求させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

▷今後の計量器等の設置イメージについて



▷対象および費用について

高圧・特別高圧で系統連系するものが対象となります。
また、売電用メーター等の取付に関する費用については、設置工事実施前までにお支払いいただきます。

▷運用開始について

新設分につきましては、平成28年4月以降の接続検討のお申込み分より運用開始いたします。

既に発電者様にて売電用メーター等を設置している場合は、買電用メーターおよびVCTと売電用メーターおよびVCTのいずれかの検定有効期間の満了のタイミングに合わせて当社より事前に連絡のうえ当社が設置工事を行ないます。

▷取扱い変更内容について

	変更前	変更後
新設時 (新規設置時)	発電者様による設置・管理	当社による設置・管理 (費用は発電者様負担)
既設売電用メーター等の 有効期限満了時	発電者様による取替え	当社による設置・管理 (費用は発電者様負担)

よくあるご質問について Q&A

Q. 売電用メーター等の維持管理は今後誰が行なうのですか。

A. 当社で設置した売電用メーター等については、今後、検定有効期間を含め当社で管理いたします。

Q. 設置済みの売電用メーター等を取外す必要がある場合は誰が撤去等を行なうのですか。

A. 設置済みの売電用メーター等を取外す必要がある場合は、発電者様にて売電用メーター等の撤去工事を実施いただきますようお願いいたします。